

## 放送受信契約の未契約世帯に対する民事訴訟 初の高裁判決

テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約の締結と受信料の支払いに応じて頂けない神奈川県内の一般世帯に対しNHKが提起した民事訴訟の控訴審で、東京高等裁判所は本日、NHKが契約の締結を申し込んでから相当程度の期間が経過すれば契約は成立し、受信機の設置時期に遡って受信料の支払義務があると認められるという、初めての判決を言い渡しました。

未契約世帯に対する民事訴訟で、高等裁判所による判決が出たのは初めてです。

### 【判決に至る経緯】

- NHKでは、受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、最後の手段として、法的手続きをとることとしています。
- 本件の世帯に対しては、繰り返し丁寧な対応を重ねても、どうしてもご理解を得られなかったため、やむを得ず民事訴訟を提起していましたが、6月27日に横浜地方裁判所相模原支部で、NHKの予備的主張を認め、裁判所の判決をもって放送受信契約が成立し、受信機の設置時期に遡って受信料の支払いを命じる初めての判断が示されました。
- この判決についてNHKは、さらに上級審の判断を求めて東京高等裁判所に控訴していましたが、本日、東京高裁は1審判決を取り消し、NHKが契約の締結を申し込んでから相当程度の期間（長くても2週間）が経過すれば、裁判所の判決を待たずに契約は成立するとした、NHKの主位的主張を認める初めての判決を言い渡しました。

平成24年11月22日 営業局受信料特別対策センターに対応窓口変更

平成25年 1月24日 このままでは提訴せざるを得ない旨の予告通知発送

2月21日 民事訴訟を提起（横浜地方裁判所相模原支部）

6月27日 1審判決（横浜地方裁判所相模原支部）

10月30日 2審判決（東京高等裁判所）

### 【NHKのコメント】

放送法の定めに沿った適切な判決だと受け止めています。今後とも、受信料を公平に負担していただくための取り組みをすすめてまいります。